

登録事項証明書交付等申請

船舶法施行細則第 29 条
(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

登録事項証明書の交付（又は船舶原簿の閲覧）を請求しようとする者

【提出時期】

随時

【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書〔申請書式第 12 号〕

【添付書類】

なし

【手数料】（船舶法施行細則第 51 条）

- ・登録事項証明書の交付
1 通につき：900 円
※所定の様式〔申請書式第 12 号〕に収入印紙を貼付
- ・船舶原簿の閲覧
1 船舶 1 回につき：450 円
※所定の様式〔申請書式第 12 号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）
又は、運輸支局（事務所）